

# 平成28年度の保育園利用希望者の入園申請について

来年4月以降、市内の保育園の利用を希望する方は、手続きをお願いします。

## 保育園の利用が可能な児童

保護者が働いているなど、保育を必要とする子ども

## 入園手続きについて

### ○新規入園を希望する方

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」により、入園申請と同時に、「保育の必要性と必要量の認定申請」をしていただくこととなります。

「保育の必要性と必要量の認定」とは、保育が必要な事由（就労など）に該当しているか、また、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、保育の必要量（保育時間）を認定するものです。保育の必要量は、保育短時間認定（8時間以内の利用）と保育標準時間認定（11時間以内の利用）に分けられます。それぞれ延長保育の利用は可能です。

「認定申請書」と「保育園入園申込書」は10月20日（火）以降に、各保育園、市役所、支所、行政サービスセンターに設置する予定です。また、市ホームページからダウンロードで

きるよう整備する予定です。

保育園利用希望の方は、認定申請書、入園申込書と併せ、保育を必要とする証明書類（就労証明）を併せて提出してください。

### ○継続入園を希望する方

11月以降、現在通っている保育園を通じて継続入園用の申込用紙を配布しますので、必要事項を記入のうえ保育園へ提出してください。

### 申請受付期間

11月2日（月）～11月30日（月）

### 利用者負担額（保育料）について

保育料は、保護者等の課税状況に応じて算定します。

また、子育て支援の一環として、同一世帯からの同時入園の場合、2人目からの保育料を無料とします。

### 認定証の交付と入園承諾

申請受付期間に認定申請があった方には、申請から30日以内に、保育の必要性と必要量の「認定証」を交付します。

また、入園申請の承諾については、平成28年2月上旬（予定）に承諾書を送付する予定です。

ただし、保育の実施基準に該当しないため、認定されない場合があります。また、希望者多数で保育園の定員を超えるなどの場合、保育の必要性の事由によっては、希望の保育園を利用できない場合もあります。

### お問い合わせ

市役所社会福祉課 子育て支援室  
保育係 ☎63-5113  
または、各保育園

## 私立保育園

地域	名称	所在地	電話番号	定員	開所・閉所時間	乳児保育受入年齢
相川	姫津保育園	達者1832-2	75-2120	45	7:30～18:00 (土曜日は11:30まで)	生後3か月を過ぎた翌月から
佐和田	双葉保育園	東大通8	57-2818	120	7:30～20:00 (土曜日は18:00まで)	生後6か月から
金井	平泉保育園	泉甲507-4	63-2024	100	7:15～19:15 (土曜日は18:00まで)	産休明けから
	吉井隣保館	吉井本郷480	63-6898	50	7:30～18:00 (土曜日は原則正午まで)	生後8か月を過ぎた翌月から
真野	真野第1保育園	吉岡912-1	55-2133	150	7:00～19:30 (土曜日は18:30まで)	生後2か月を過ぎた翌月から
羽茂	羽茂保育園	羽茂本郷1630	88-2355	90	7:30～19:30 (土曜日は18:00まで)	生後6か月から

## へき地保育園

地域	名称	所在地	電話番号	定員	乳児保育受入年齢
両津	水津保育園	水津126-2	29-2153	30	乳児保育なし
	海府保育園	鷺崎926	26-2003	35	